

裁判所支部を充実させよう

支部の問題とは？

地方裁判所及び家庭裁判所には、それぞれ全国で50ヶ所の本庁のほか、203ヶ所の支部があります。本庁所在地以外の地域で暮らす市民にとって、支部は、簡易裁判所とともに、最も身近にある裁判所と言えます。しかし、ここでご紹介するとおり、裁判所を利用する上で、支部には本庁と比べて不便な点が多々あります。

支部には裁判官が足りない？

本庁も裁判官が不足していますが、支部では、よりいっそう、裁判官が不足しています。そのため、以下のような問題が指摘されています。

- ・裁判官が民事、刑事、家事の各事件の担当を兼ねていることが多い。
- ・裁判官1人あたりの担当事件数が多すぎる。
- ・期日が決まりにくい、判決の言い渡しが相当先になったり、延期されたりすることがある。

しかも、裁判官が常時いるわけではない支部（非常駐支部）が全国で48ヶ所もあります。このような支部では、本庁又は他の支部の裁判官が応援に行きますが、月に数回しか裁判が開けない支部もあり、不都合がいっそう顕著になっています。そのため、少なくとも全ての支部に裁判官を常駐させる必要があります。



支部の庁舎にも問題が？

支部の庁舎についても、以下のような不都合が指摘されているところがあります。

- ・待合室が不足していて、事件の相手方と鉢合わせしてしまう。
- ・調停室が足りない。
- ・エレベーターがない。
- ・駐車場が足りない。

支部では取り扱うことができない事件がある？

もともと、支部で取り扱えない事件がある上、近時、支部で取り扱うことができない新しい種類の事件が増えています。また、一部の事件では本庁又は他の大規模庁に集約される傾向も見られます。具体的に言いますと、以下のとおりです。

- ・もともと、全ての支部で、行政訴訟や、簡易裁判所の裁判に対する控訴事件を取り扱えません。
- ・現時点では、労働審判はできません（但し、2010年4月から、東京地裁立川支部と福岡地裁小倉支部の2ヶ所でのみ取り扱いが始まります）。
- ・当面、裁判員裁判も10ヶ所の支部で取り扱うだけです。
- ・203ヶ所の支部のうち、3人の裁判官で審理する合議事件を取り扱う支部は63ヶ所、少年事件を取り扱う支部は102ヶ所にすぎません。
- ・不動産や債権の執行事件を取り扱わない支部が増えてきています。
- ・複雑な事件…医療過誤事件、破産管財事件、民事再生事件など…を取り扱わない支部も増えています。

支部で取り扱うことができない事件の場合、裁判のために本庁に出向かなければならず、当事者や裁判員の負担が大きくなります。裁判所の利用をあきらめてしまったという報告もあります。

支部所在地に居住する市民の裁判を受ける権利を実質的に保護する見地から、支部において取り扱うことのできる事件を増やす必要があります。



検察庁の支部は？

検察庁にも、裁判所に対応して各地に地方検察庁の支部があります。

しかし、正検事がいなかったり、人数が少なかったりするため、追起訴に時間がかかる、弁護人に証拠を開示するのに時間がかかる、公判が遅れるなど、検察官不足による不都合が指摘されており、被疑者・被告人の人権擁護の観点から問題があると言えます。また、支部に起訴すべき刑事事件を本庁に起訴しているところや、正検事はおろか、副検事すらいないところもあります。

支部が統廃合される？

平成2年に41ヶ所の裁判所支部が統廃合されましたが、近時の本庁集約の動きを見ると、今後も統廃合が危惧されます（ちなみに、簡易裁判所も、昭和63年に122ヶ所が廃止されています）。

以前の統廃合では、事件数が少ないことなどが重視されましたが、支部の問題は事件数だけで考えるべきではなく、いざ法的紛争が生じた時に市民が等しく司法サービスを利用できる体制を整備しておくことが重要です。これ以上の統廃合は認めるべきではありません。

それどころか、現在の支部の配置が交通事情や経済圏等、地域の実情と合っていないと指摘されている箇所があり、支部の新設や統廃合された支部の復活が必要な地域もあります。

あらゆる地域、全ての市民に平等な司法サービスを！

市民には等しく「裁判を受ける権利」が保障されています。居住する地域によって司法サービスに差異があっては、本庁所在地の市民と支部所在地の市民との間で「裁判を受ける権利」に差異があることとなります。「裁判を受ける権利」を実質的かつ平等に保障するためには、裁判所支部・検察庁支部の人的・物的基盤の充実と機能の強化が必要不可欠です。しかし、平成20年度の一般会計歳出総額の中で、裁判所の予算が占める割合は、なんと0.39%しかありません。裁判所予算の大幅な増額も必要です。

横浜地家裁相模原支部は平成6年に新しくできた全国でも珍しい支部ですが、弁護士のほか、自治体、市議会、商工団体等が連携して新設を求めて運動しました。

裁判員裁判が始まって、裁判はより身近なものになりましたが、皆様の最寄りの支部で不便な点はありませんか。今こそ、支部を充実・強化し、あらゆる地域で、全ての市民が平等な司法サービスを受けられるよう声をあげていきましょう。

日本弁護士連合会は、今後も、支部の充実・強化のために活動していくとともに、簡易裁判所についても、実情調査を進め、その改善のための方策を提言していく予定です。

